

川越市給水条例

いよく給水近し

上水道も竣工以来漸く一年、いよいよ今年には一部給水開始の予定である。既に第一水源池から初まるパイプの埋設が完了して居りますが、給水に備えて去る十二月の市議会に「川越市給水条例」が提案され、可決されました。その内容は次の通りです。

川越市給水条例

- 第一章 総則
- 第一条 本市水道の給水は法令その他に定めるものを除く外は、この条例の定めるところによる。
- 第二条 この条例で給水装置とは、給水の目的を以て配水管より分岐した給水管及びこれに附属する給水用具を以て構成する設備をいう。
- 第三条 給水装置を左の三種に分ける。
- 一、専用給水 一戸又は一カ所の専用給水用として設置するもの
 - 二、共用給水 二戸以上の共用又は公衆の用に供するもの
 - 三、消火給水 防火の用に供するもの
- 第四条 共用給水装置は其の給水装置所有者又は使用者中より給水代理人を選定して市長の承認を受けなければならない。
- 第五条 水道使用者は給水装置所有者及び代理人は其の家族同居人雇人の行為に對し本条例に定めたる責を負わなければならない。
- 第二章 給水装置
- 第六条 給水装置は給水を受ける家庭の所有者でなければこれを設置することができない。但し市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。
- 第七条 給水装置はその所在家庭の所有者でないものに對しては所有権を移転することができない。尚前条但書の事項は本条にも適用する。
- 第八章 共用給水は市長が必要と認めるときはこれを設置することができるが、その費用は使用者の負担とする。
- 第九章 給水装置の設置又は管理に關し第三者の異議があつても市長はこれを認めない。
- 第十章 水道使用者は善良な管理者の注意によつて給水装置を保守し異状があると認めるときは直ちに市長に届出でなければならぬ。
- 第十一章 水道は本市の量水器により使用量を計量して給水する。但しその必要がないと認めるときはこの限りでない。
- 第十二章 市長は公益その他必要と認めるときは給水停止又は使用制限若しくは給水装置を他に使用させることができる。

昭和二十八年に於ける各町別傳染病發生狀況

昭和二十八年は二十七年同様全国的に伝染病の蔓延が予想され、之が対策に全力を挙げて当りましたが、幸にしてその発生は昨年より非常に少かつた事は、誠に喜ばしいことと存じます。本市の狀況は發生總數百八十七名で昨年の二百四十三名との差は五六名で前年の約七割でありました。又死亡に於いては昨年の二十一名に對し本年は五名を數えたのみでありました。これは備前に皆様の御協力の結果に感謝いたさずにはなりません。本年も一層防疫に御協力願ひまして發生を最少限に抑へたいと存じます。次に發生狀況を町別に見ますと次表の通りであります。

病 別	昭和二十八年										計	
	本町	駒込町	宮下町	志保町	宮元町	神明町	善多町	高坂町	石原町	南町		飯沼町
計	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	187
傷寒	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腸チフス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傷寒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	187

参考昭和二十七年(自27.1.1至27.12.31)

用 途	基本料金	超過料金
一、計量制		
1. 専用給水	基本料金(一月に付)	超過料金
2. 共用給水	水盤五立方米迄 七〇円	一立方メートル毎に一六〇円
3. 消火給水	水盤一立方メートル迄 七〇円	一立方メートル毎に一六〇円
4. 量水器		
公称口径 使用料(一月に付)	公称口径 使用料(一月に付)	
二〇ミリ以下 三〇〇円	二〇ミリ以下 三〇〇円	
二五ミリ以下 四〇〇円	二五ミリ以下 四〇〇円	
三〇ミリ以下 五〇〇円	三〇ミリ以下 五〇〇円	
三五ミリ以下 六〇〇円	三五ミリ以下 六〇〇円	
四〇ミリ以下 七〇〇円	四〇ミリ以下 七〇〇円	
四五ミリ以下 八〇〇円	四五ミリ以下 八〇〇円	
五〇ミリ以下 九〇〇円	五〇ミリ以下 九〇〇円	

一、量水器に異状があつたとき

二、料率の異なる二種以上の用途に使用したとき

三、その他使用量不明なるとき

第二十一条 使用料算定の基準となる月の中途で水道の使用開始又は休止した場合は第十八条の使用料により使用日数十五日以下は半額十五日を超えものは全額を徴収し使用料の算定基準に異動があつた場合はその多寡に依つて算定する。

第二十二条 水道の使用停止若しくは休止の届出がないときはこれを使用者の都合と認め、基本料金を徴収する。

第二十三条 手数料は左の區別によりこれを徴収する。

第二十四条 手数料は左の區別によりこれを徴収する。

第二十五条 市長は左の各号の一に該当する行為をした者は一月以内給水を停止するの外の二以下の過料を科し、損害があるときはこれを賠償させることができる。

第二十六条 市長は左の各号の一に該当する行為をした者は一月以内給水を停止するの外の二以下の過料を科し、損害があるときはこれを賠償させることができる。

第二十七条 市長は取締上必要と認めるときは給水装置を隨時検査し又は適當な措置を命ずるが、市が自らこれを行つてはならない。

三、係員の職務執行を妨害又はこれを妨害したとき

四、前各号の外この条例又はこの条例に基き規定に違反したとき又は詐欺その他不正行為により使用料又は手数料を補償したものであるときはその金額の五倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第二十九条 市長は使用料手数料その他この条例により納付しなければならない金額を期限内納付しない者に対しては細則の定めるところによりこれが完納に至るまで給水を停止する。

第三十条 本条例施行細則、指定工事店規程その他この条例施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。

附 則

この条例は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において施行する。

恐しい病原の媒介者 貴重な物資の略奪者 鼠を退治しましょう

鼠の被害

鼠はペスト、発疹チフスを初めいろいろの病原体を保有して直接、間接に等しい伝染病の媒介者である。鼠は衣服、家具、蔵書等を噛み散らして、その被害は実に甚大である。鼠は正に文化経済の破壊者といつても過言ではありません。

鼠の被害

鼠は年々大量の高価な米を輸入しているが、いま問題を家鼠だけに考へて見ても、その被害は人口の三倍と云われるが、更に二、四百萬匹に達している。鼠は一年に四、五回の繁殖を繰り返す。その繁殖力は大である。鼠は一年に四、五回の繁殖を繰り返す。その繁殖力は大である。鼠は一年に四、五回の繁殖を繰り返す。その繁殖力は大である。

鼠の被害

鼠は一年に四、五回の繁殖を繰り返す。その繁殖力は大である。鼠は一年に四、五回の繁殖を繰り返す。その繁殖力は大である。鼠は一年に四、五回の繁殖を繰り返す。その繁殖力は大である。